里手当の手続きのお

問い合わせ先 こども福祉課 52) 11114

児童手当とは

児童の健やかな成長に資するため、 児童を養育する父母などに手当を支 給する制度です。 児童手当とは、 次代の社会を担う

支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日

給対免レたる旧金及び千半額

場合は支給対象となります。

外に住んでいて一定の要件を満たす

※対象となる児童が留学のために海

には、施設等へ支給となります。

※児童が施設等に入所している場合

ります。詳細は勤務先にお問い合わ ※公務員の方は勤務先での支給とな

せください。

■文 に対象となる児童及び手 当額		
支給対象となる 児童の年齢	1人あたりの手当額(月額)	
	所得制限限度額内の方	所得制限限度額を 超過する方
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上から小学校終了前 (第1・2子)	10,000円	
3歳以上から小学校終了前 (第3子以降)	15,000円	
中学生	10,000円	

となります。

家計の主宰者

(所得が高い方の方)

する程度の高い方で、

一般的には、

育している方が対象となります。 の最初の3月31日まで)の児童を養

請求者は、父母のうち生計を維持

※児童の数え方については、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童のうち、 年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

お忘れ物のないように

■所得制限限度額

所得制限限度額		
622万円		
660万円		
698万円		
736万円		
774万円		
812万円		

以下、扶養親族等の数が1人増える毎に38万円を加算

額が児童の年齢に関係なく、 設定されており、 ■所得制限について 児童手当には、

000円となります。

得制限限度額以上の場合には、 請求者の所得が所 所得制限限度額が 月額5 手当

> 証 入者は不要です。 のコピー(ただし、 国 民年 金

> > 加

に限ります。) 通帳のコピー(請 求者本人の名義

も児童手当用所得証明書を提出 要な場合は、 ど、配偶者の所得状況の確認が必 の扶養親族となっていない場合 所得証明書 平成26年1月2日以降に転入され ただく場合があります。) た方は、 平成26年度の児童手当 (配偶者が当該請求者 当該配偶者につい 用 7

その他の書類が必要となることが あります。 居の場合には住民票は不要です。) 帯全員の住民票 監護・生計同一申立書と児童の世 児童と別居している請求者の方は (下野市内での別

○市民課国分寺窓口 ○こども福祉課 受付場所

(国分寺庁舎1

(石橋庁舎1階)

○市民課南河内窓口 (南河内図書館

請求に必要なもの

請求者 印鑑 (保護者) の健康被保険者

> 広報しもつけ 2014.6